

# 令和4年度国民健康保険事業費納付金の算定結果について

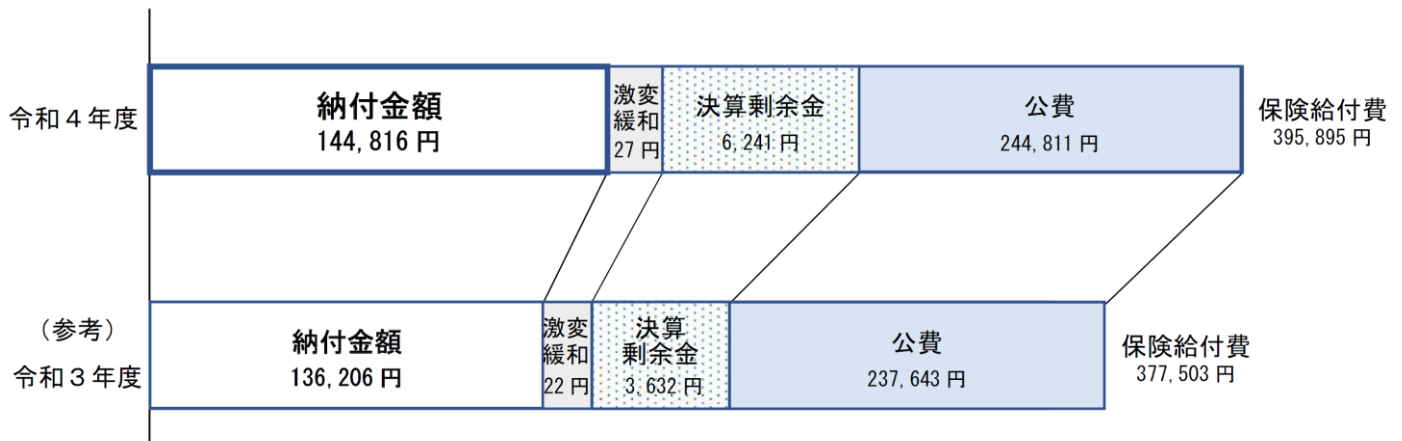
## 1 納付金の算定結果

市町村と合意したルールに基づき、令和4年度国民健康保険事業費納付金の算定を行った結果、**被保険者一人当たりの納付金額は144,816円**（前年度比+8,610円（106.32%））となった。

### 【前年度より一人当たり納付金額が増加した主な原因】

- ・前年度納付金算定においては、市町村との協議により、新型コロナの影響により保険給付費の伸びが抑えられていることを踏まえ、**一人当たり納付金額を低く抑えたが、保険給付費の実績が想定より大幅に増加していること。**
- ・県で推計した**保険給付費の伸びに対して、国から示された公費の伸びが少なかったこと。**

### 【納付金算定イメージ図（金額は一人当たり）】



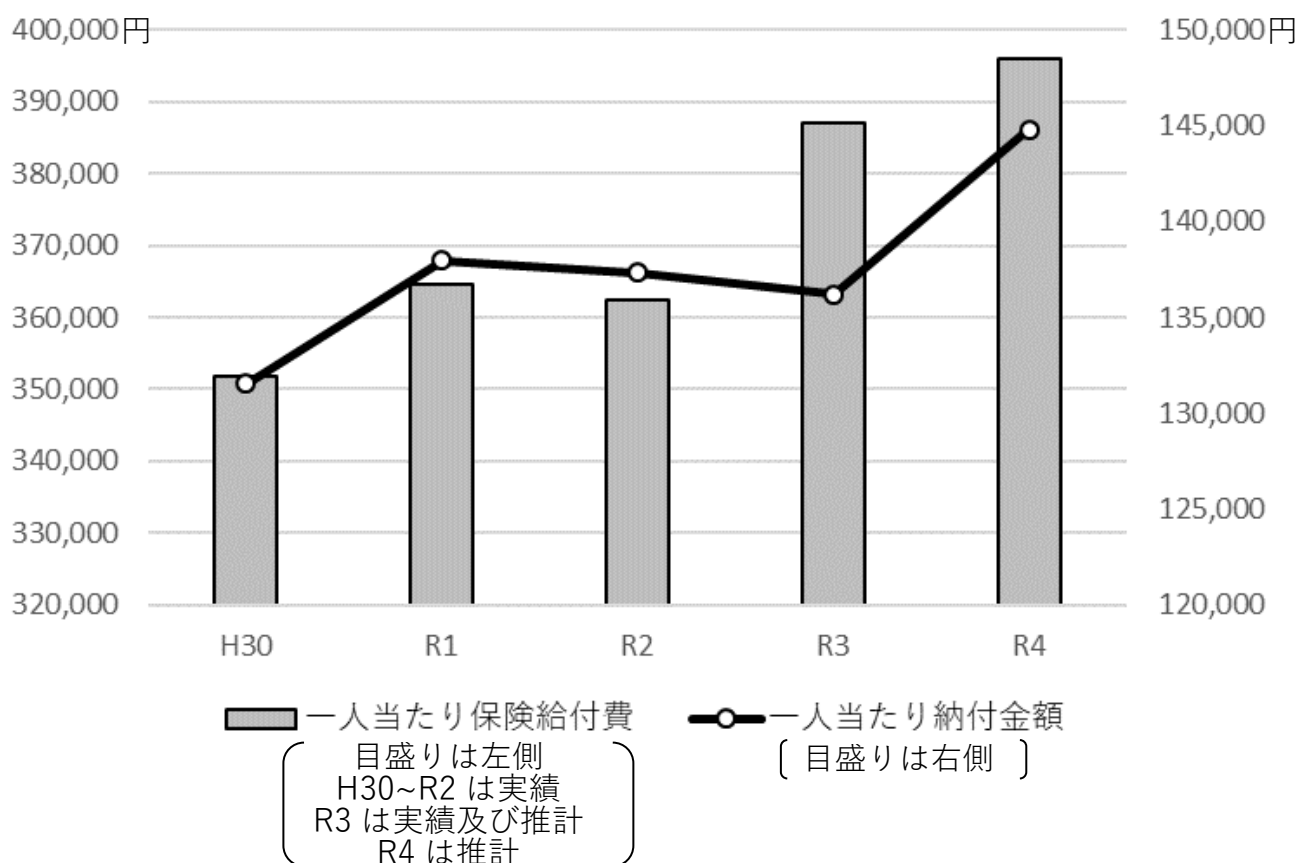
(注) グラフの幅は実際の金額を反映していません。

## 2 保険給付費と納付金額の推移

国保制度改革（平成 30 年度）以降の一人当たり保険給付費の推移を見ると、令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みがあるが、全体としては上昇傾向となっている。

納付金額は保険給付費に応じた額とする必要があり、今回の算定結果による平成 30 年度からの一人当たり納付金額の伸び率は約 102.4%/年で、一人当たり保険給付費の伸び率（約 103.0%/年）と同程度となった。

【一人当たり保険給付費と一人当たり納付金額の推移】



## 3 今後のスケジュール

令和 4 年 3 月中旬

愛知県ホームページにおいて標準保険料率を公表

4 月上旬

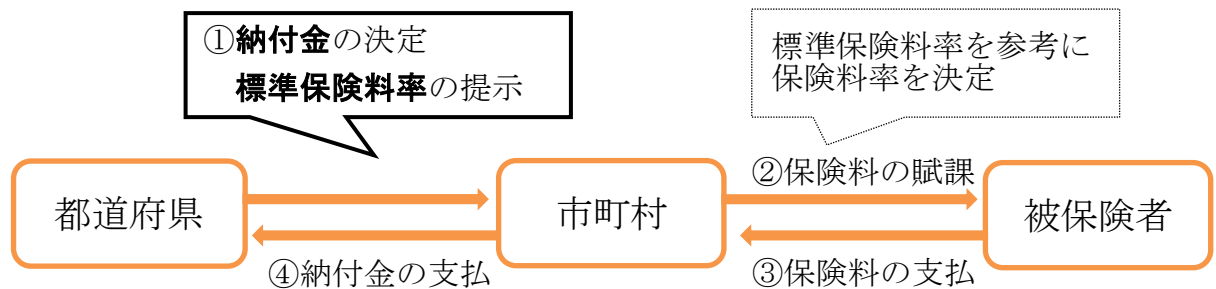
各市町村へ納付金額を通知

## [参考]

### ○納付金の概要

平成 30 年度に行われた国保制度改革以降、都道府県が財政運営の責任を担うこととなった。

県は、令和 4 年度の国民健康保険の財政運営に必要な金額のうち、市町村が負担すべき納付金について、**市町村との協議を経て合意されたルールに従って算定**を行う。



### ○納付金の算定方法

- (1) 被保険者数等の推計をもとに県全体の一人当たり保険給付費（医療費）を推計
- (2) 国・県等が負担する公費や決算剰余金を控除
- (3) 制度改正による影響を踏まえ、激変緩和措置を実施
- (4) 市町村の被保険者数及び所得総額により按分し、市町村ごとの一人当たり納付金額を算定
- (5) 市町村ごとの保健事業に係る費用等や収納率を考慮し、3方式（所得割、均等割、平等割）による標準保険料率を算出（見える化）

算定結果の詳細は右のとおり。

<算定結果の詳細>（金額は一人当たり）

（１）被保険者数等の推計をもとに県全体の一人当たり保険給付費（医療費）を推計

被保険者数は 1,355,083 人となり、昨年度より 59,464 人減少したものの、**医療費が大きく伸びたため、一人当たりの保険給付費は増額**となった。

保険給付費	R3 算定 377,503 円 ⇒ R4 算定 <b>395,895 円</b>	+18,392 円 (104.87%)
-------	--	---------------------

（２）国・県等が負担する公費や決算剰余金を控除

保険給付費の伸びに対して公費の伸びが少なかったこと、及び令和 3 年度納付金額が低く抑えられていたことから、仮算定において一人当たり納付金額の伸びが大きくなり、市町村から「決算剰余金を全額活用して欲しい。」との意見があった。

このため、公費を活用するとともに、**決算剰余金を全額活用して納付金額の上昇を抑えた。**

公費	R3 算定 237,643 円 ⇒ R4 算定 <b>244,811 円</b>	+7,168 円 (103.02%)
決算剰余金	R3 算定 3,632 円 ⇒ R4 算定 <b>6,241 円</b>	+2,609 円 (171.83%)

（３）制度改正による影響を踏まえ、激変緩和措置を実施

国保制度改正に影響により保険料が急激に上昇することを避けるため、一人当たり納付金額が制度改正前の平成 28 年度と比較して一定割合以上増加する市町村のうち、前年度に激変緩和対象であった 4 市町村に対し引き続き激変緩和措置を実施した。

激変緩和措置額	R3 算定 22 円 ⇒ R4 算定 <b>27 円</b>	+5 円 (122.73%)
---------	--------------------------------	----------------

（４）市町村の被保険者数及び所得総額により按分し、市町村ごとの一人当たり納付金額を算定

（１）一人当たり保険給付費（395,895 円）から（２）公費（244,811 円）及び決算剰余金（6,241 円）、（３）激変緩和措置額（27 円）を控除し、市町村の被保険者数及び所得総額により按分し、市町村ごとの一人当たり納付金額を算定した。

一人当たり納付金額 （県平均）	R3 算定 136,206 円 ⇒ R4 算定 <b>144,816 円</b>	+8,610 円 (106.32%)
〔参考〕納付金総額	R3 算定 1,927 億円 ⇒ R4 算定 <b>1,963 億円</b>	+36 億円 (101.87%)

《市町村ごとの納付金額は補足資料 1 - 1 参照》

（５）市町村ごとの保健事業に係る費用等や収納率を考慮し、3 方式（所得割、均等割、平等割）による標準保険料率を算出（見える化）

市町村が保険料率を定める際の参考数値として、標準保険料率を算出した。

《市町村ごとの標準保険料率は補足資料 1 - 2 参照》